

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.50

はじめに

本号では、ARIPO 及びソマリアにおける知的財産の最新事情、エチオピア発の経済ニュース、ナイジェリアの知財状況に関する EU の評価、南アフリカの商標判例を取りあげる。

ARIPO — 制度改正

2019年11月に開かれた ARIPO の第 43 回管理理事会（リベリアにて開催）において、ハラレ議定書及びバンジュール議定書の改正が提案され、採択された。この改正はすでに 2020 年 1 月 1 日付で発効している。今回の改正に遡及効はなく、2020 年 1 月 1 日より前になされた出願には適用されない。

ブランド権利者は、ARIPO の商標登録制度については長年にわたっていくつかの懸念が存在していることに留意すべきである。ARIPO の商標に関する懸念の中には、加入国がいわゆる「コモンロー国家」とあるという事実に関するものがある。コモンロー国家とは、言い換えれば国際条約が拘束力を生じる前提として国内法への明示的な編入を要求する国のことである。この国内法への編入プロセスは、「国内化」(domestication) と呼ばれることもある。ただし、ARIPO 加入国の中で、バンジュール議定書の国内法編入を採択していない国はごく少数である。そのような国が存在する結果として、ARIPO の商標登録がこれらの国々で有効かつ権利行使可能であるかという問題が、現実には懸念の的となっている。これに対し、広く利用されている ARIPO の特許登録について懸念を抱く者はほとんどいない。ARIPO の特許制度の創設を定めた協定すなわちハラレ議定書は、多数の国の法によって明示的に認められているからである。

ハラレ議定書の改定

ハラレ議定書は、加入国に代わって特許の付与と実用新案・意匠の登録を行う権限を ARIPO に与えている。今回の改正点には以下のような事項が含まれる。

- 実体審査請求の提出時又は提出前に超過ページ料（30 ページを超える場合に超過 1 ページ毎に適用される）及び超過クレーム料（クレーム数が 10 を超える場合に超過 1 項目毎に適用される）の支払が求められるようになった。以前は、これら追加料金は公開及び特許付与の時点で支払われることになっていた。なお、WIPO 標準 ST25 に適合する明細書に配列表が含まれている場合、その配列表について追加料金は適用されない。
- 実体審査料の納付後に行われた任意のクレーム補正によってクレームの数が出願時よりも増えた場合にクレーム超過の追加料金が課されるか否かという問題については、若干の不確実性が存在する。ARIPO 技術委員会は、2020 年内にこの点を審議する予定である。
- 実体審査料は従来と同じく 600US ドルである。
- 今回の改正により、先行技術調査の実施を ARIPO に依頼することが可能になった。調査料は 300US ドルである。
- 改正規定の下では、指定国の指定取消についても所定の料金が課されることとなった。
- 今回の改正により、出願人/特許権者は、指定国の指定を取り消す際に宣言書の提出を要求される（取消が維持年金の納付時に行われ、年金の納付を代行する代理人が文書送達先として指定されていた代理人と異なる場合には、委任状の提出も求められる）。

- 改正規定に基づき、出願人は出願公開前に指定国を追加することが可能になった。ただし、この規定には、国内段階に移行した PCT 出願については当該規定が適用されない旨が明記されている。
- ARIPO は、申請に基づき料金の納付を条件として行われる ARIPO 出願の早期公開に関する規定を新たに設けている。
- 分割出願に関して、ARIPO は、分割出願時には原出願（「親出願」）についてすでに発生している維持年金の全額納付を要する旨を明確にしている。
- 実用新案に関して、実体審査開始の延期について定めた規定が新たに導入された。一定の要件が満たされている場合、1年までの延期が認められる。

バンジュール議定書の改正

バンジュール議定書は、商標を ARIPO に 1 度登録するだけで加入国の商標登録を得ることを可能にするものである。今回の改正点として、以下のようなものが挙げられる。

使用、使用の意思、使用者登録

バンジュール議定書の第 2.3 条は、商標の現実の使用又は商標使用の意思を示す宣言書が出願書類に含まれているか、または、使用者登録の記録を出願に添えられていなければならないと規定している。この規定が導入された結果、出願時に商標の現実の使用又は商標使用の意思を示すことが必須となった。

回復

バンジュール議定書第 7 条の見出しが修正され、「登録の期間、更新及び回復」という見出しになった。これは単に、同議定書の第 7.5 条が失効した登録の回復を認めているという事実を認識させるための改正である。

料金-締約国の出願人

規則 10 は料金に関する規定である。今回の改正により、出願料は出願日から 21 日以内に米ドル建てで納付されることを要する旨が規定に盛り込まれた。ただし、登録出願人が ARIPO 締約国の国民である場合、出願料を自国の通貨で支払うことができる。

異議申立-異議申立人の要件

バンジュール議定書第 6 条の 2 は異議申立について定めた規定であるが、今回の改正により、「利害関係者」は異議申立を提起するという内容に変更された。以前の規定には「利害関係者」という語はなく、単に「あらゆる者」とされていた。この改正によって実務に影響が生じるとは考えにくいと思われる。

異議申立-手続

規則 11 は異議申立の手続について以下のように規定している。

- 異議申立は、出願公開から 3 か月以内になされなければならない。
- 異議申立は、申立書が提出される国の国内法に従ってなされなければならない。
- 異議申立書は ARIPO 事務局に提出することを要し、その複写が関係国の当局に送付される。
- また、ARIPO 事務局は、遅滞なく、特定の書式に従って関係国の当局及び出願人に申立書を送達しなければならない。

- 関係国の当局が最終的に当該事案に関する決定を言い渡し、その決定を ARIPO 事務局及び当事者双方（出願人及び異議申立人）に通知する。
- 決定に不服がある場合の審判請求・上訴については、関係国の国内法が適用される。
- 国内当局は、特定の書式に従って審判請求・上訴の結果を ARIPO 事務局に通知し、ARIPO 事務局は国内当局の決定を公開しなければならない。

エチオピア — 世界最速の経済成長

国際通貨基金（IMF）によれば、エチオピアは世界最速の経済成長を実現しつつある国だという。2010～2019年の期間に、同国の GDP 成長率は年平均 9.5% を記録している。エチオピアの成長は非常に目覚ましいものだという点には世界銀行も同意している。

ナイジェリア — EU が関心を寄せる国

2020年1月8日、欧州委員会は「第三世界諸国における知的財産権保護とエンフォースメントに関する報告書」を発表した。

この報告書にはアフリカの話はあまり出てこないが、知財保護とエンフォースメントの水準を向上させるとともにアフリカ大陸自由貿易協定の交渉を支援することを目指して、EU が 2019年5月にアフリカに関する4カ年協力計画を発表したという報告が含まれていた。

この件を除けば、上記の報告書に見られるアフリカ関連の記述はナイジェリアに集中している。EU の最新の「優先国リスト」には、ナイジェリアは優先監視国 3 の国として記載されている。その理由は、「模倣品の通り道にある国としてナイジェリアの重要性が増しつつあるから」である。こうしたコンテキストにおいて優先監視国 1 とされた国は中国であり、優先監視国 2 は、インド、インドネシア、ロシア、トルコである。

上記の報告書は、ナイジェリアに関して以下のような肯定的なコメントを述べている。

- ナイジェリアは WIPO 著作権条約、実演及びレコードに関する WIPO 条約及びマラケシュ条約（視覚障害者に対する著作物利用機会の提供について定めた条約）に加入している。
- NAFDAC(National Agency for Food and Drug Administration and Control)は、西アフリカにおける模倣医薬品の取締りについて長足の進歩を見せている。

しかし、以下のような否定的なコメントも同じ報告書に記されている。

- ナイジェリアは技術的保護措置の迂回に対抗する保護を導入していない。
- ナイジェリアにおける著作権の集中管理には深刻な欠点がある。
- ナイジェリアにおける知財エンフォースメントについては、相変わらず深刻な懸念が寄せられている。ナイジェリアは中国産の模倣品が西アフリカを移動する際の主要な通過点となっているからである。
- 無免許のオンライン音楽提供サービスの多くは、ナイジェリアを拠点としている。
- ナイジェリアの税関は活発に活動していない。

- ナイジェリアはマドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）、ハーグ協定及び1991年植物品種法（UPOV）をまだ批准していない。

南アフリカ — 商標訴訟の判決

Stable Brands (Pty) Ltd v LA Group (Pty) Ltd and The Registrar of Trade Marks, 29 November 2019 の訴訟で、商標に関する興味深い判決が示された。

この訴訟は、南アフリカ企業である Stable Brands が、別の南アフリカ企業 LA Group に帰属する商標登録 40 件あまりの取消を申し立てたことが係争の発端となっている。これらの商標すべてに、「Polo」という言葉および/またはポロ競技者の図案が関わっている。これらの商標はさまざまな分類に属しており、それらを列挙すると以下ようになる：第 6 類、第 9 類、第 14 類、第 16 類、第 18 類、第 20 類、第 24 類、第 25 類、第 26 類、第 27 類、第 28 類、第 35 類、第 41 類、第 42 類、第 43 類。裁判所はこれらの登録をすべて取り消したが、その取消の理由は同一ではなく、5 年以上の不使用。使用意思なき登録、識別力の欠如、当該商標の使用方法に起因する混同など、それぞれに異なる理由が示されている。

不使用による取消は単純なものであり、裁判所は、使用について提出された証拠が少なく、しかも説得力に欠けるとの判断を示した。使用意思なき登録という争点については、裁判所はどちらかといえば実利的なアプローチを採用し、衣類を製造している会社が問題の登録の対象となる多種多様な商品及びサービスに利害関係を有しているとは考えにくい、と述べている。

識別力の欠如を理由とした取消の場合、裁判所は、「polo」という言葉はポロ競技者の着衣及び図案の種類を表す記述的な語でもあるとの判断を示している。当該商標の使用方法に由来する混同可能性が存在するという主張には、当該商標権者が米国企業のラルフ・ローレンと契約を交わしているという事実が関係しており、その契約により、契約当事者は南アフリカにおいては「Polo」の商標とポロ競技者の図案に関する商標を実質的に共有している。この契約の結果として公衆に混同が生じるのは避けられない、と裁判官は述べている。

南アフリカ — ニース分類

南アフリカの商標登録機関である南アフリカ企業・知的財産委員会（CIPC）は、「商品及び役務に関するニース分類」の第 11 版は 2020 年 1 月 1 日以降すべての商標出願に適用されるとの通告を発表している。

ソマリア — 商標登録をめぐる混乱

内戦が勃発した 1991 年以降、ソマリアにおける商標登録出願は不可能になっていた。

2012 年に新たな憲法が制定され、ソマリア連邦政府が誕生した。しばらく前から、現地の新聞に警告通知を掲載することができるようになった。こうした警告の掲載は抑止力として効果があるようだ。しかも、侵害が発生した場合には裁判所がこれらを証拠として認める可能性もある。

商標登録局が改めて設立され、その業務は旧登録局のあった場所で行われているようである。登録出願も再開され、出願を管轄する当局は、2019 年政令第 1 号として知られる法により設立されたものと思われる。さらに、1991 年以前の記録のほとんどが無傷で残っているようだが、それらの登録はもはや有効期間を過ぎているため、再出願の必要がある。先登録者が優先権を主張できるような仕組みは存在していない。同国のシステムの興味深い特徴として、以下のよう点が挙げられる。

- 登録局は、古いイタリアの分類システム（49 個の類を含む）に従って出願を分類している。
- 多区分出願は認められていない。
- 登録期間は 10 年である。
- 先行権利に関する出願の審査は実施されているようである。
- 公告や異議申立に関する手続は存在しない。

2019 年 11 月に発行された登録証明書は、出願が「1975 年商標特許法」に基づいて処理されたことを示唆しているが、ソマリアが新たな憲法を定めていることを考えれば、この法律が現在でも有効であるとはとても考えられない。しかも、（新憲法に基づく）2019 年政令第 1 号は営業許可全般に関するものであり、商標登録機関の再設立には触れていない。商標に言及している部分は、所定の出願料に関する記述のみである。

以上のような状況から、これらの証明書の有効性を疑うべき理由は十分にある。しかも、登録局の職員は、新法が制定されるまで出願手続は一時停止されると語っており、疑念は募る一方である。混乱に輪をかける要素として、出願に必要な書類（営業免許証など）に関する情報が錯綜していることや、出願費用が非常に高額であること（出願 1 件あたり 1,000US ドル）が挙げられる。それゆえ、当面のところは従来と同様に、警告通知の新聞掲載を利用するのがおそらく最良の選択肢であろう。

上述した最新情勢は、隣国のソマリランドには影響しないという点に注意されたい。ソマリランドには知的財産法は存在しないが、警告通知は利用できる。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 50

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2020年3月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisherが英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETROは、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねます。